



厚生労働省健康・生活衛生局長
令和8年8月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

栄養士法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（公布通知）

栄養士法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第132号。以下「省令」という。）が別添のとおり令和8年8月20日に公布されたところです。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、関係者へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 改正の概要

国家資格等情報連携・活用システムを活用した管理栄養士の免許の申請手続のデジタル化を行うに当たって、管理栄養士免許申請書の様式を改正し、個人番号の記載を求める。

また、当該申請書の添付書類である管理栄養士国家試験の合格証又は栄養士法の一部を改正する法律（平成12年法律第38号）附則第3条に規定する者であることを証する書類について、その写しの添付を可能とする。

2 施行期日等

(1) 施行期日

この省令については、令和8年10月1日から施行する。

(2) 経過措置

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

また、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。